

発監理第 19 号
令和 7 年 8 月 1 日

新明和工業株式会社
代表取締役 五十川 龍之 様

七尾市長 茶谷 義隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が独占禁止法に違反する行為を行ったことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和 7 年 8 月 1 日から 2 箇月 令和 7 年 9 月 3 0 日まで
2 指名停止の理由	公正取引委員会が、令和 7 年 3 月 2 4 日、建設業者が発注する特定エレベーター式 P S 設置工事において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことを発表した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第 2 第 8 号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められるため、指名停止とする。